

# 佐賀市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年11月

## 目次

<b>第一章 はじめに</b> .....	<b>1</b>
1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定.....	1
2 取組の経緯.....	1
3 市行動計画の位置付けと目的.....	2
4 対象とする疾患.....	3
<b>第二章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針</b> .....	<b>4</b>
1 対策の目的.....	4
2 対策の基本的考え方.....	4
3 対策実施上の留意点.....	5
4 発生時の被害想定等.....	6
5 対策推進のための役割分担.....	7
6 市行動計画の主要6項目.....	9
(1) 実施体制.....	9
(2) 情報提供・共有.....	10
(3) 予防・まん延防止.....	10
(4) 予防接種.....	11
(5) 医療.....	16
(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保.....	16
7 発生段階.....	17
<b>第三章 各段階における対策</b> .....	<b>18</b>
1 未発生期.....	18
2 発生疑い期.....	24
3 海外発生期.....	26
4 国内発生早期.....	31
5 県内発生早期.....	36
6 県内感染期.....	43
7 小康期.....	52
<b>用語解説</b> .....	<b>57</b>

## 第一章 はじめに

### 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとはウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。

ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

このため、国は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症（以下、「新型インフルエンザ等」という。）が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響を最小とすることを目的に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）を定め、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図っている。

### 2 取組の経緯

#### （1）国の取組

国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザに係る対策について、平成 17 年（2005 年）に、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行ってきた。

平成 21 年（2009 年）4 月に、インフルエンザ（H1N1）2009（当時の呼称は新型インフルエンザ（A/H1N1））がメキシコで確認され、世界的な大流行となり、病原性が季節性並みであったこのインフルエンザ（H1N1）2009 においても、一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られた。

そこで病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、この新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制の検討を重ね、平成 24 年（2012 年）4 月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法を制定した。また、同法第 6 条に基づき、平成 25 年 6 月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を作成した。

## (2) 県の取組

佐賀県（以下「県」という。）では、国と時を同じくして平成 17 年（2005 年）12 月に「佐賀県新型インフルエンザ対応行動計画」（以下「旧県行動計画」という。）を作成し、その後も法改正等を踏まえ、順次、時機に応じた取組を行った。

平成 21 年（2009 年）4 月に、インフルエンザ（H1N1）2009 が発生し、県では、その病原性が季節性インフルエンザと同程度であったため、別途対応指針を作成することにより旧県行動計画を弾力的に運用して対応し、平成 23 年（2011 年）10 月に、インフルエンザ（H1N1）2009 での対応の検証結果を踏まえ、病原性・感染性の程度により、対策を柔軟に切り替えることができるよう旧県行動計画を改訂（第 4 版）した。

その後、特措法、「政府行動計画」の内容を踏まえて、特措法第 7 条第 1 項にいう都道府県行動計画として内容を見直し、平成 26 年（2014 年）1 月に、新たに「佐賀県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を作成した。

## (3) 市の取組

佐賀市（以下「市」という。）では、新型インフルエンザ対策について、国や県の行動計画を踏まえて、平成 21 年（2009 年）3 月に「佐賀市新型インフルエンザ対応行動計画」（以下「旧市行動計画」という。）を策定した。

この旧市行動計画では、新型インフルエンザの発生や流行に備えた市の危機管理体制や発生段階ごとの対策等を定めており、これまではこの計画に基づき、市民の健康保持、社会生活の維持と安定を図るために感染症対策を実施してきた。

平成 21 年（2009 年）4 月、インフルエンザ（H1N1）2009 の発生時には、旧市行動計画を踏まえつつ、国や県の方針に従い対処していたが、この際の対応における多くの知見や教訓をもとに、新型インフルエンザの特徴（病原性、感染力等）に応じた弾力的な対策が実施できるよう、感染症対策の強化に努めてきた。

### 3 市行動計画の位置付けと目的

「佐賀市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という）は、特措法第 8 条の規定に基づき、「政府行動計画」及び「県行動計画」を踏まえて策定したもので、国家的な危機事象である新型インフルエンザ等感染症が発生した場合の本市の対策の基本的な考え方や、実施する措置等を示すものである。

なお、「市行動計画」は、随時新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れる

必要があることから、市は適宜変更を行うこととする。

#### **4 対象とする疾患**

この行動計画の対象である新型インフルエンザ等の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- (2) 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

## 第二章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

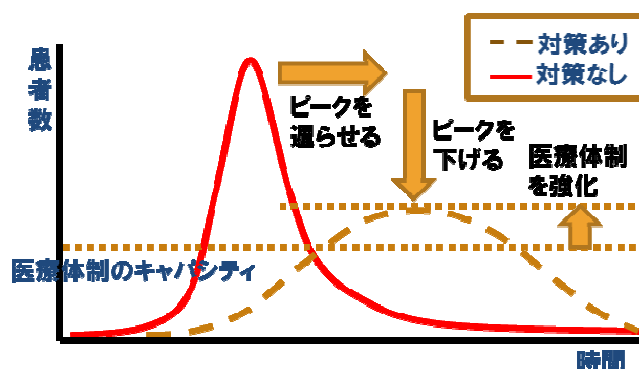
### 1 対策の目的

病原性が高く、まん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与える恐れがある。

このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、多くの者がり患するものであるが、患者の発生が一定期間に集中した場合、医療提供体制の維持が困難になることから、新型インフルエンザ等対策を国家的な危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の 2 点を主たる目的として対策を行い、社会・経済活動への影響の最小化を図る。

#### (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を守るように努める。

- 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- 流行のピーク時の患者数をできるだけ少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図り、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。



#### (2) 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるように努める。

多くの市民がり患し、企業活動の停止等による社会的混乱を避けるため、感染予防・まん延防止対策の実施とともに、医療提供の業務や市民生活・地域経済の安定を図る業務の維持に努める。

### 2 対策の基本的考え方

#### (1) 病原性等の程度に応じた対策の実施

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要がある。

そのため、市行動計画には、病原性が高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示す。

実際に新型インフルエンザ等が発生した場合は、病原性・感染力等の病原体の特徴等を踏まえ、対策の有効性、実行の可能性及び対策そのものが市民生活や地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、対策を選択して実施する。

## (2) 状況に応じた対策の切り替え

新型インフルエンザ等の発生後は、病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、これらが高い場合を想定した強力な対策を実施するが、病原性や感染力等の病原体の特徴、流行の状況や県からの情報等が得られ次第、臨機応変に対策を切り替える。

### 3 対策実施上の留意点

国、県、指定（地方）公共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、市行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策が的確かつ迅速に実施できるよう次の点に留意する。

#### (1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重する。

また、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限を必要最小限のものとし、市民に対して十分説明して理解を得ることを基本とする。

#### (2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理の制度であり、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。

しかし、発生した新型インフルエンザ等の病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の有効性などにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講じる必要がないことも想定される。

したがって、すべての場合に、緊急事態の措置を講じるものでない。

### (3) 関係機関相互の連携協力の確保

佐賀市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、政府対策本部、県対策本部及び県現地対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

また、市対策本部長は県対策本部長に対して、必要がある場合は、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

### (4) 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した段階から、対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。

## 4 発生時の被害想定等

### (1) 発生時の被害想定

新型インフルエンザ等の流行規模は、ウイルスの病原性や感染力など多くの要素によって左右される。また、その発生時期や被害を事前に予測することは不可能である。

しかしながら、「市行動計画」では、「政府行動計画」及び「県行動計画」に示された被害想定等の数値を参考に、一つの例として次のように想定した。

ただし、被害想定については現時点で多くの議論があり科学的知見が十分とは言えないため、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととする。

項目	(佐賀市)		(佐賀県)		(全国)	
	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
医療機関受診者数 (感染率 25%以上)	約 2.4 万人～約 4.8 万人		約 8.7 万人～約 17 万人		約 1,300 万人 ～約 2,500 万人	
入院患者数	約 980 人	約 3,600 人	約 3,500 人	約 13,000 人	約 53 万人	約 200 万人
一日最大入院患者数	約 190 人	約 730 人	約 680 人	約 2,600 人	約 10.1 万人	約 39.9 万人
死亡者数	約 310 人	約 1,200 人	約 1,100 人	約 4,300 人	約 17 万人	約 64 万人

注1 中等度：アジアインフルエンザ相当 重度：スペインインフルエンザ相当

注2 治療薬・ワクチン等の介入効果、国内の医療体制、衛生状況等はいずれも考慮していない

※ 県の数字は国の想定をもとに推計〔(佐賀県) ÷ (全国) × 0.0067〕

※ 市の数字は県の想定をもとに推計〔(佐賀市) ÷ (佐賀県) × 0.2797〕(H26.4.1 推計人口)



## (2) 社会への影響

新型インフルエンザ等の発生による社会への影響については、多くの議論があるが、政府行動計画の記述をもとに、以下のとおり一例を示す。

なお、この例は、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考にしており、治療薬・ワクチン等の介入効果、国内の医療体制、衛生状況等は考慮していない。

### ①り患状況

市民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日程度り患し、欠勤する。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。

### ②欠勤状況

ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は多くて5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、家族の世話や看護等（学校・保育施設の臨時休業や家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者等がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

## 5 対策推進のための役割分担

### (1) 国の役割

- 新型インフルエンザ等が発生したときは、自らその対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。
- 新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努める。
- WHO（世界保健機関）その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

### (2) 地方公共団体の役割

新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づく基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

### **県の役割**

- 特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、政府の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応を果たす。
- 市町と緊密に連携を図り、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行う。

### **市の役割**

- 市民に対するワクチン接種や生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者支援に關し、政府の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。
- 対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図る。

## **(3) 医療機関の役割**

- 新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進する。
- 新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含め、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進める。
- 診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

## **(4) 指定（地方）公共機関の役割**

- 新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

## **(5) 登録事業者の役割**

- 特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者（以下「登録事業者」という。）については、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行う。
- 新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

## **(6) 一般の事業者の役割**

- 新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行う。

- 新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に、多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

## (7) 市民の役割

- 新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザの時と同様、マスク着用、咳エチケット、手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。
- 新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。
- 新型インフルエンザ等の発生時には、発生状況や予防接種など実施されている対策等の情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

## 6 市行動計画の主要6項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の目的を達成する具体的な対策について、「(1) 実施体制」、「(2) 情報提供・共有」、「(3) 予防・まん延防止」、「(4) 予防接種」、「(5) 医療」、「(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保」の6項目に分けて策定している。

各項目の対策については、発生段階ごとに設定するが、横断的な留意点については以下のとおりとする。

### (1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招く恐れがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要があることから、県及び近隣の市町等と相互に連携を図り、一体となって取り組むことが求められる。

そのため、新型インフルエンザ等が発生した、若しくはその恐れがある場合は、市の情報収集体制を強化し、国・県等との連携を図る。

また、新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下、「緊急事態宣言」という。）が行われたときは、市一体となった対策を強力に推進するため、『佐賀市新型インフルエンザ等対策本部条例』に基づき、速やかに市対策本部を設置する。

なお、組織体制等の詳細については別に定めることとする。

## (2) 情報提供・共有

### ①情報提供・共有の目的

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解のもと、国、県、市、医療機関、事業者、個人が、各々の役割を認識し、十分な情報をもとに判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、新型インフルエンザ等に関する情報を共有する。

### ②情報提供手段の確保

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別と考えられる。

そのため、外国人、障がい者など情報が届きにくい人にも配慮し、インターネットを含めた多様な媒体を用い、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

### ③発生前における市民等への情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などの情報を市民等に提供する。

特に学校等の施設に関しては、集団感染が発生するなど、感染拡大の起点になりやすいことから、保健福祉部と教育委員会等は連携し、保護者等に対して感染防止や発生時の対応等について情報提供を行う。

### ④発生時における市民等への情報提供及び共有

発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について情報提供を行う。

特に、対策決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や対策の理由、対策の実施主体を明確にしなが、患者等の人権に配慮して迅速に分かりやすい情報提供を行う。

また、関係機関等との情報共有を迅速に行い、緊密な連携を図る。

## (3) 予防・まん延防止

### ①予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、以下の2点を主な目的とする。

- ア. 流行のピークをできるだけ遅らせ、体制の整備を図るための時間を確保する。
- イ. 流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収める。

まん延防止対策の実施にあたっては、個人での対策や地域・職場での対策、予防接種など複数の対策を組み合わせるが行うが、対策そのものが個人の行動を制限したり、社会・経済活動に影響を与えることもあるため、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じ、県と歩調を合わせて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小、中止を行う。

また、対策実施の際に協力が得られるよう、医療機関、事業者等の関係者や市民に対して、発生前から広く周知する。

## ②主なまん延防止対策

ア. 個人での対策は、国内における患者発生の段階から、患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する外出自粛の要請等の感染症法に基づく措置を行うとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な対策を周知する。

イ. 地域・職場での対策は、国内における患者発生の段階から、個人での対策ほか、職場において季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施するよう協力を求める。

また、新型インフルエンザ等緊急事態において、県が施設の使用制限の要請等を行った場合には、関係団体等と連携して、迅速に周知を図る。

## (4) 予防接種

### ①ワクチン

ワクチン接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にすることにつながる。

新型インフルエンザ等対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。

### ②特定接種

#### ア. 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、

## 第二章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

臨時に行われる予防接種である。特定接種の対象となり得る者は、以下のとおりである。

- (ア) 医療の提供の業務、又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であつて厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けている者のうち、これらの業務に従事する者
- (イ) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- (ウ) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

### 【基本的な接種順位】

発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の社会状況等を国が総合的に判断し、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項が決定される。

- (1) 医療関係者
- (2) 新型インフルエンザ等対策の実施に関わる公務員
- (3) 指定（地方）公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む）
- (4) それ以外の事業者

### 【接種対象となり得る市職員の職務】

業務区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

（新型インフルエンザ等の発生により生じる又は増加する職務）

業務区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる住民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

業務区分3：民間の登録事業者と同様の職務

## (参考) 特定接種の対象となり得る市職員の具体的な職務

特定接種の対象となり得る職務	職 種	業 務 区 分
市対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	対策本部員	1
市対策本部の事務	対策本部事務局職員	1
市民への予防接種	保健師・保健センター職員	1
新型インフルエンザ等対策に必要な市の予算の議決、議会への報告	市議会議員	1
市議会の運営	市議会関係職員	1
救急、消火、救助等	消防職員、消防団員、救急搬送事務に従事する職員	2
新型インフルエンザ等医療型（医療提供） 重大・緊急医療型（医療提供）	市立の医療施設職員	3
社会保険・社会福祉・介護事業	市立の介護・福祉施設職員	3
道路旅客運送業	道路旅客運送業に従事する職員	3
火葬・墓地管理業	火葬場・墓地に従事する職員	3
上水道業	上水道業に従事する職員	3
河川管理・用水供給業	河川管理・用水供給業に従事する職員	3
工業用水道業	工業用水道業に従事する職員	3
下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業	下水道業に従事する職員	3

(国予防接種に関するガイドライン別添一部抜粋)

## イ. 特定接種の接種体制

登録事業者の特定接種者及び新型インフルエンザ等対策に携わる国家公務員については、国を実施主体とし、新型インフルエンザ等対策に携わる地方公務員については、その所属する県又は市町を実施主体として、原則として集団的接種により実施する。

## ③ 住民接種

## ア. 住民接種

緊急事態宣言が行われている場合、特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項の規

## 第二章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

定による臨時予防接種となる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合、予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種となる。

(住民接種の比較)

	パンデミックワクチン	
	緊急事態宣言有り	緊急事態宣言無し
考え方	○病原性の非常に高いおそれがある新型インフルエンザ等の発生により、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済が著しい混乱に陥るような状況を回避するため	○病原性の高くない新型インフルエンザの発生時に、発病や重症化防止を図るため
特措法上の位置づけ	第46条 (住民に対する予防接種)	
予防接種法上の位置づけ	臨時接種(第6条第1項)	新臨時接種(第6条第3項)
接種費用	公費負担	自己負担
接種体制の構築	原則として学校・保健センター等公的施設で接種	
	医療従事者、入院中の患者等は医療機関で実施	

### 【対象者の分類】

以下の4つの群に分類されるが、新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて柔軟に対応する。

(ア) **医学的ハイリスク者**：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者

● **基礎疾患を有する者**

● **妊婦**

(イ) **小児** (1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。)

(ウ) **成人・若年者**

(エ) **高齢者**：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群(65歳以上の者)



**【接種順位の考え方】**

新型インフルエンザ等による重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方、これらの考え方を併せた考え方があり、以下の基本的な考え方を踏まえ、国が決定する。

**重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方**

**(ア) 成人・若年者に重症者が多い新型インフルエンザ等の場合**

(医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

- ①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者 の順

**(イ) 高齢者に重症者が多い新型インフルエンザ等の場合**

(医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

- ①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者 の順

**(ウ) 小児に重症者が多い新型インフルエンザ等の場合**

(医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

- ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者 の順

**我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方**

**(ア) 成人・若年者に重症者が多い新型インフルエンザ等の場合**

(医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

- ①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者 の順

**(イ) 高齢者に重症者が多い新型インフルエンザ等の場合**

(医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

- ①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者 の順

**重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、あわせて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方**

**(ア) 成人・若年者に重症者が多い新型インフルエンザ等の場合**

(成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

- ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者 の順

**(イ) 高齢者に重症者が多い新型インフルエンザ等の場合**

(高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

- ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者 の順

### イ. 住民接種の接種体制

住民接種については、市が実施主体となり、原則として集団的接種により実施する。

そのため、市は接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

また、接種に必要な医師等の従事者については、関係団体等の協力により確保する。

#### ④留意点

危機管理事態における特定接種と住民接種の実施については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の医療提供等の状況に応じて、政府対策本部が決定する。

#### ⑤医療関係者に対する要請

市は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、県に対して医療関係者への協力又は指示（以下「要請等」という。）を行うよう要請する。

### (5) 医療

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にするという目的を達成する上で、不可欠な要素である。

また、健康被害を最小限にすることは、社会・経済活動への影響を最小限にすることにもつながる。

そのため、市は県等と連携して、医療に関する情報を積極的に収集し、市民に情報を提供するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力する。

特に、新型インフルエンザ等入院協力医療機関である佐賀市立富士大和温泉病院については、その業務継続に努めるとともに、県の要請に基づき、新型インフルエンザ等専門外来の設置や病床の確保に可能な限り協力する。

### (6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの国民がり患し、各地域での流行が約8週間程度続くとされている。また、本人のり患や家族のり患等により、市民生活及び地域経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び地域経済への影響を最小限にできるよう、国、県、他の関係機関等と連携し、特措法に基づき事前に十分な準備を行う。

なお、新型インフルエンザ等が発生したときは、必要に応じて以下の取組等を実施・強化・継続する。

- ① 要援護者への生活支援
- ② 遺体の火葬・安置
- ③ ライフラインの維持（上下水道、し尿処理、ごみ処理等）
- ④ 生活関連物資の価格の安定等
- ⑤ 緊急保育の実施

## 7 発生段階

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から小康状態に至るまで5つの発生段階に分類されている。発生段階の移行については、政府対策本部がWHOの情報を参考にしながら、海外や国内での発生状況を踏まえて決定する。

一方、県行動計画では、その状況に応じた対策を効果的にするため、8つの発生段階に分類されており、県内発生後は、専門家会議の意見を踏まえて、発生段階が公表される。

市では、県が定めた発生段階に応じ、本計画に基づく対策を講じていく。

### (発生段階表)

政府行動計画	県行動計画	状態
未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
	発生疑い期	海外で新型インフルエンザ等の発生疑いが生じた状態
海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等が発生しているが、県内(隣県含む)で発生がない状態
	県内発生早期	県内(隣県含む)で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内感染期	県内感染期	県内で患者の接触歴が疫学調査で追えなくなっから、流行が終息するまでの状態
小康期	小康期	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
—	再燃期	患者の発生が再び増加傾向を示した状態

## 第三章 各段階における対策

### 1 未発生期

<b>状態</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○新型インフルエンザ等が発生していない状態</li> <li>○海外において、鳥類等の動物のインフルエンザが人に感染する例が散発的に発生しているが人から人への持続的な感染はみられていない状況</li> </ul>
<b>目的</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○発生に備えて体制の整備を行う。</li> <li>○発生の早期確認に努める。</li> </ul>
<b>対策の考え方</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本行動計画等を踏まえ、県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、事前の準備を推進する。</li> <li>○新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。</li> <li>○海外での新型インフルエンザ等の発生を早期に察知するため、国及び県と連携し、継続的に情報収集を行う。</li> </ul>

#### (1) 実施体制

##### ①市行動計画の策定

特措法の規定に基づき、「政府行動計画」及び「県行動計画」等を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画等の策定を行い、必要に応じて見直す。

また、市の行政機能を維持し、市民生活に及ぼす影響を最小限にとどめるため、事業継続計画等を作成する。

##### ②体制の整備及び国・県等との連携強化

「保健福祉事務所健康危機管理調整会議」の枠組み等を通じ、県、関係機関等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。

## (2) 情報提供・共有

---

### ① 継続的な情報提供

- 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用して分かりやすい情報提供を行う。
- ホームページ・広報誌等を通じ、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがいなど、季節性インフルエンザに対して実施すべき個人レベルの感染対策について情報提供を行う。

### ② 体制整備等

- 新型インフルエンザ等に関する情報の収集・提供体制を整備し、国及び県が発信する情報の入手に努める。また、関係部局間での情報共有体制を整備する。
- 新型インフルエンザ等発生時の広報体制及び広報手段等について検討する。
- 新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるため、コールセンター（相談窓口）等が設置できる体制を整備する。
- 在宅要援護者等、情報が届きにくい方への情報提供手段を検討する。

## (3) 予防・まん延防止

---

### ① 個人における対策の普及

感染予防のため、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの発症が疑わしい者には、「県新型インフルエンザ等に関する問い合わせ窓口」を案内し、個人の適性医療と周囲への感染防止を図る。

#### 「個人に対して周知する情報」

- 季節性インフルエンザ対策（マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、ワクチン接種）
- 新型インフルエンザ等についての基本的な知識 など

### ② 地域対策・職場対策の周知

市内の事業者に対して、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るための準備を行う。

### ③県の要請に基づく対応

以下の対応は、県の要請を受けた場合に実施する。

#### ア. 多数の者が利用する施設への情報提供・準備要請

学校・保育所その他多数の者が利用する市施設に対し、県が実施する施設の使用制限要請等の情報提供を行う。また、施設における感染予防・まん延防止策や施設運営を定める事業継続計画等を策定するなど、必要な事前準備を行う。

#### イ. 施設の使用制限等への対応の準備

県内に緊急事態宣言がなされた場合、県が地域を指定して市民の外出自粛要請や市の学校・保育所・社会福祉施設等の使用制限要請を行うことを施設に対して周知し、必要な体制の構築を進める。

#### ウ. 学校等の一時的な休業時の連絡体制の整備

市立学校等における家庭との連絡体制を予め構築し、施設の使用制限要請に基づく休業中の生徒等の健康状態や家庭状況について把握できる体制を整備する。

また、休業中の学習指導についても検討する。

#### エ. 通所の施設における保護者等への情報提供・準備要請

保育所・社会福祉施設等の通所の市施設では、一時的な休業の必要性や、育児・介護のために就労できない状況が生じることについて保護者や家族の理解を得るように努める。

また、休業中の子ども・利用者の感染予防に配慮した家庭での過ごし方等について、あらかじめ家庭で話し合うことを保護者や家族に提案する。

#### オ. 地域保育計画の策定

新型インフルエンザ等の発生から終息までの間、保育所の継続的な運営が確保されるよう、市内の保育所で相互補完するための地域保育計画を策定する。

##### 〔事前に検討すべき事項〕

- 保育士が確保できないなど休園せざるを得ない状況において、保育機能を確保するために、休園保育所を補完する近隣の施設等との緊急時における協力体制の構築など
- 市施設等の地域資源を活用した一時預かり体制の検討

### カ. 学校、保育所、社会福祉施設等における集団感染発生時の報告体制の構築

学校、保育所、社会福祉施設等の市施設内で集団感染が発生した場合、速やかに県現地対策本部に報告（施設別発生報告）できる体制を構築する。

※ア、イ、エ、カについては、民間施設に対する要請を実施する。

## (4) 予防接種

### ① 特定接種

特定接種の対象となる市職員に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制の構築を進める。

### ② 住民接種

国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、市内に居住する者に対し、速やかに住民接種が実施できるよう、接種体制の構築を進める。

また、円滑な実施のため、定期の予防接種で実施している「佐賀県予防接種広域化事業」を活用するなど、居住地以外の市町における接種を可能にするよう努めるとともに、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や接種場所、接種時期の周知・予約等、具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。

### ③ 情報提供

新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や供給体制、接種体制、接種対象者や接種順位のあり方等の基本的な情報を市民に提供し、理解促進を図る。

### ④ 国の取組への協力

国が実施する登録事業者の登録業務等、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力する。

## (5) 医療

### ① 県の対策への協力

県等の要請に応じ、県が行う対策等に適宜協力する。

### 「県が行う対策等」

#### ○医療体制の構築

新型インフルエンザ等の発生に備えて、医療の具体的な方策を各地区（医療圏）の保健福祉事務所を中心とした健康危機管理調整会議等（新型インフルエンザ対応）で検討する。

#### ○入院協力医療機関への診療継続計画の作成及び対応の準備要請

[入院協力医療機関] 佐賀市立富士大和温泉病院 外 県内 11 医療機関

## （6）市民生活及び地域経済の安定の確保

### ①要援護者への生活支援

県と連携し、高齢者、障がい者等の要援護者を把握するとともに、県内感染期における要援護者に必要な支援内容（食料品、生活必需品等の提供の準備等）、協力者への依頼内容を検討する。

また、支援内容や感染者の搬送、死亡時の対応等については、具体的手続きを決め、地域の実情に応じた計画を策定するとともに、関係団体等と連携し、発生後速やかに必要な支援が行える体制を構築する。

### ②火葬能力等の把握

火葬場の火葬能力や一時的に遺体を安置することが可能な施設（以下「臨時遺体安置所」という。）数等の把握について、県が調査する場合は連携して実施する。

### ③物資及び資材の備蓄等

新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資及び資材の備蓄等を行うとともに、施設及び設備の整備等を図る。

### ④ライフラインの維持（上下水道、し尿処理、ごみ処理等）

上下水道、し尿処理、ごみ処理等の市民生活の維持に不可欠な機能を継続するため事業継続計画を策定する。



## ⑤ 県の要請に基づく対応

以下の対応は、県の要請を受けた場合に実施する。

### ア. 緊急保育計画の策定

保護者が新型インフルエンザ等対策の実施や社会機能維持のため、自宅保育等ができない子どもの緊急保育体制を構築するために緊急保育計画を策定し、以下の項目を検討する。

- 緊急保育の対象者の特定
- 事前に指定した「公立保育所等」での保育の実施
- 病院内保育施設を活用した保育の実施

なお、緊急保育の対象について、基本的には、以下の関係事業者等において、新型インフルエンザ等対策業務に従事する保護者の児童とする。

#### 【関係事業者等】

- 指定（地方）公共機関（特措法第2条第6号、第7号）
- 特定接種の登録事業者（特措法第28条第1項第1号）
- 警察、消防
- 登録事業者と同様の業務を担う地方自治体の職務

## 2 発生疑い期

<b>状態</b>
○海外で新型インフルエンザ等発生の疑いが生じた状態
<b>目的</b>
○発生に備えて対策の確認を行う。 ○発生の早期確認に努める。
<b>対策の考え方</b>
○新型インフルエンザ等発生の可能性が高いことから、発生に備えて、その後の対策の確認・準備を行う。 ○新型インフルエンザ等に関する情報の集約を行う組織を立ち上げて、国、県、国際機関等からの情報収集等を行う。

### (1) 実施体制

#### ① 情報連絡室の設置

新型インフルエンザ等の疑いに関する情報を収集し、発生後の対策について検討を行う情報連絡室を設置する。

### (2) 情報提供・共有

未発生期の対応を継続する。

### (3) 予防・まん延防止

#### ① 個人における対策の普及

市民に対して、「市民が実施すべき感染予防・まん延防止対策」等についての情報を発信し、市民の関心を高め、併せて実施する対策への理解と協力を要請する。

また、市民に不要な不安や混乱が生じることのないよう留意し、「新型インフルエンザ等発生疑い事案」についての情報を提供する。

#### 「個人に対して新たに周知する情報」

- 発生疑い事案を含む新型インフルエンザ等についての正確な情報
- 外務省の渡航関連情報等に基づく、新型インフルエンザ等疑い事例発生国の情報 など

#### (4) 予防接種

---

##### ①接種体制

新型インフルエンザ等の発生時に実施する各対策を確認する。

#### (5) 医療

---

##### ①県の対策への協力

県等の要請に応じ、県が行う対策等に適宜協力する。

#### 「県が新たに行う対策等」

##### ○医療提供体制の確認

新型インフルエンザ等の海外発生に備えて、最新の利用可能病床数、各地区（医療圏）で構築する医療体制の確認を行う。

##### ○入院協力医療機関に対する新型インフルエンザ等の情報提供

##### ○入院協力医療機関に対する診療継続計画に基づく対策の準備要請

#### (6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

---

新型インフルエンザ等の発生時に実施する各対策を確認する。

### 3 海外発生期

<b>状態</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○海外で新型インフルエンザ等が発生した状態</li> <li>○国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態</li> <li>○海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況</li> </ul>
<b>目的</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○市内発生に備えて体制の整備を行う。</li> </ul>
<b>対策の考え方</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。</li> <li>○対策の判断に役立てるため、国、県等を通じて、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。</li> <li>○海外での発生状況について注意喚起するとともに、市内発生に備え、市内発生した場合の対策について情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。</li> <li>○市民生活及び地域経済を安定させるための準備、予防接種の準備等、市内発生に備えた体制整備を急ぐ。</li> </ul>

#### (1) 実施体制

##### ①市の体制強化等

状況に応じて、「市対策本部」を設置する。

#### (2) 情報提供・共有

##### ①情報提供

国及び県等が発信する情報を集約し、市民に対して海外での発生状況、国内で発生した場合に必要な対策等、様々な情報をホームページなどの広報媒体、相談窓口等を通して情報提供に努める。

##### ②情報共有

新型インフルエンザ等の発生状況や国内発生時の対応について、関係機関と情報共有を図り、必要に応じて協議を行う。

また、関係機関等の連携を強化するため、必要に応じて、責任者間のホットラインを設けるなど、緊急時に情報を共有できる体制を構築する。

### ③コールセンター（相談窓口）等の設置

国・県が作成したQ & A等を活用し、市民からの問い合わせに対応できるコールセンター（相談窓口）を設置し、適切な情報提供に努める。

## （3）予防・まん延防止

---

### ①市内でのまん延防止対策の準備

- 市民、事業者、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避けること等の基本的な感染症対策を実施するよう周知する。
- 市内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、感染症法に基づく、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進める。

### 「個人に対して新たに周知する情報」

- 新型インフルエンザ等の海外発生についての情報
- 新型インフルエンザ等に対する感染予防・まん延防止対策
- 外務省の渡航関連情報等に基づく、新型インフルエンザ等疑い事例発生国の情報 など

### ②感染症危険情報の提供等

新型インフルエンザ等の発生前、又は発生確認後、国が感染症危険情報を発出し、不要不急の渡航延期を勧告した場合は市民に周知する。

また、市民サービスセンター（パスポート申請窓口）等において、海外への渡航者に対し、新型インフルエンザ等の発生状況や感染対策等の情報を提供し、注意喚起を行う。

### ③県の要請に基づく対応

以下の対応は、県の要請を受けた場合に実施する。

#### ア. 多数の者が利用する施設への情報提供

学校・保育所その他多数の者が利用する市施設に対し、新型インフルエンザ等の感染対策に関する情報を提供するとともに、施設の使用制限要請等の感染予防・まん延防止対策の周知を行う。

#### イ. 施設の使用制限等に向けた対応の準備

県内に緊急事態宣言がなされた場合、県が地域を指定して市民の外出自粛要請を行い、積極的に当該地域の全ての学校・保育所・通所社会福祉施設等の使用制限要請を行うことを施設に対して周知し、必要な準備を行う。

#### ウ. 通所の施設における保護者等への情報提供・準備

未発生期と同様の対応を行う。

#### エ. 地域保育計画に基づく対応の準備

新型インフルエンザ等の発生から終息までの間、保育所の継続的な運営を確保するよう、市内の保育所で相互補完するための地域保育計画に基づく対応を準備する。

- 保育士が確保できないなど、保育ができない状況になった時は、保育所は休園とする。
- 市施設等の地域資源を活用した一時預かりを実施する。

#### オ. 学校、保育所、社会福祉施設等における集団感染発生時の報告準備

学校、保育所、社会福祉施設等の市施設内で集団感染が発生した時は、速やかに県現地対策本部に報告を行えるよう準備する。

#### カ. 施設の感染予防・まん延防止対策の実施の準備

新型インフルエンザ等の流行中、多数の人が利用する市施設の事業活動を継続するため国の基本的対処方針をもとに新型インフルエンザ等の発生時に、各施設で十分な感染予防・まん延予防等対策が行えるよう準備を行う。

**キ. 市施設の閉鎖及び市主催イベントの中止検討**

新型インフルエンザ等の県内発生に備え、市施設の閉鎖及び市主催のイベント・集会の中止を検討する。

**※イ、ウ、オ、カについては、民間施設に対する要請を実施する。**

**(4) 予防接種**

**①接種体制**

**ア. 特定接種**

国の基本的対処方針を踏まえ、県等と連携して、市職員の対象者に対して、本人の同意を得て特定接種を行う。

**イ. 住民接種**

県、国等と連携して、特措法第 46 条に基づく住民接種又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種の具体的な接種体制の構築について準備を進める。

**②情報提供**

県、国等と連携して、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制などに関する情報提供を行う。

**(5) 医療**

**①県の対策への協力**

県等からの要請に応じ、県が行う対策等に適宜協力する。

**「県が新たに行う対策等」**

**○医療提供体制の確認**

新型インフルエンザ等の国内発生に備えて、最新の利用可能病床数、各地区（医療圏）で構築する医療体制を確認する。

**○入院協力医療機関に対する診療継続計画に基づく対策の実施要請**

## (6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

### ①事業者の対応

市内の事業者に対して、新型インフルエンザ等の国内発生に備え、従業員等の健康管理の徹底、及び職場における感染対策の準備を要請する。

### ②遺体の火葬・安置

火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、県の協力を得て、一時的に遺体を安置できる施設等の確保に向けた準備を進める。

### ③要援護者への生活支援

新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ連絡する。

### ④ライフラインの維持（上下水道、し尿処理、ごみ処理等）

上下水道、し尿処理、ごみ処理等の市民生活の維持に不可欠な機能が継続できるよう、事業継続計画に基づく対応の準備を行う。

### ⑤県の要請に基づく対応

以下の対応は、県の要請を受けた場合に実施する。

#### ア. 緊急保育の実施に向けた準備

社会機能の維持に向け、新型インフルエンザ等対策に従事する者の子どもの保育体制を構築するため、以下の項目について確認の要請があった場合は、再度確認を行う。

- 緊急保育の対象者の特定
- あらかじめ指定した「公立保育所等」での保育の実施
- 病院内保育施設を活用した保育の実施



## 4 国内発生早期

<b>状態</b>
○国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内（隣県含む）で発生がない状態
<b>目的</b>
○市内発生に備えて体制の整備を行う。
<b>対策の考え方</b>
○流行のピークを遅らせるため、感染対策等を行う。また、国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が、緊急事態宣言を行った場合には、積極的な感染対策等を行う。
○県内（市内）感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び地域経済の安定確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
○医療体制や感染対策について周知し、個人一人一人が取るべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。
○新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、医療機関での院内感染対策を実施する。
○住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

### （1）実施体制

#### ①基本的対処方針の変更

##### 【国による措置】

基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、その時点での基本的対処方針を変更し、国内発生早期に入った旨及び国内発生早期の対処方針を公示する。

#### ②政府現地対策本部の設置

##### 【国による措置】

発生の状況により、発生の初期の段階における都道府県に対する専門的調査支援のために必要があると認めるときは、政府現地対策本部を設置する。

#### ③市の実施体制

海外発生期の体制を継続し、市内での患者発生に備える。

### 緊急事態宣言がされている場合の措置

#### ①市対策本部の設置

緊急事態宣言がなされた場合、市対策本部は特措法第34条に基づく対策本部として対応する。

## (2) 情報提供・共有

### ①情報提供

県と連携し、国内・県内における新型インフルエンザ等の発生状況、感染対策の内容等について、できる限り迅速に情報提供を行い、市民への注意喚起を行う。

また、個人一人一人が取るべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等は誰でも感染する可能性があることを伝え、咳エチケット・手洗い・うがいなど、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルでの感染対策や、患者となった場合の対応等を周知する。

さらに、学校・保育施設等や職場での感染対策についても情報を適切に提供する。

なお、記者発表にあたっては、政府対策本部及び厚生労働省や県と情報を共有するとともに、発表の方法等について、これらの関係者やマスコミ関係者と事前に検討を行う。

### ②情報共有

新型インフルエンザ等の発生状況等の必要な情報について、県や近隣市町との情報共有を図り、医療機関やその他情報を必要としている機関に対して、適時情報提供を行う。

### ③コールセンター（相談窓口）等の体制充実・強化

県が作成するQ&Aを活用し、コールセンター（相談窓口）等による適切な情報提供ができるよう体制の充実・強化を行う。

## (3) 予防・まん延防止

### ①市内でのまん延防止対策

市民・事業者に対して、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。

## 「個人に対して新たに周知する情報」

○新型インフルエンザ等の国内発生についての正確な情報 など

### ②県の要請に基づく対応

以下の対応は、県の要請を受けた場合に実施する。

#### ア. 多数の者が利用する施設への情報提供

海外発生期と同様の対応を行う。

#### イ. 施設の使用制限等に向けた対応の準備

海外発生期と同様の対応を行う。

#### ウ. 通所の施設における保護者等への情報提供・準備

海外発生期と同様の対応を行う。

#### エ. 地域保育計画に基づく対応の準備

海外発生期と同様の対応を行う。

#### オ. 学校、保育所、社会福祉施設等における集団感染発生時の報告準備

海外発生期と同様の対応を行う。

#### カ. 施設の感染防止・まん延予防対策の実施の準備

海外発生期と同様の対応を行う。

#### キ. 市施設の閉鎖及び市主催イベントの中止検討

海外発生期と同様の対応を行う。

※イ、ウ、オ、カについては、民間施設に対する要請を実施する。

#### (4) 予防接種

##### ① 特定接種

海外発生期の対応を継続する。

##### ② 住民接種

国の指示を受けて、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、住民接種に関する情報提供を行い、関係者の協力を得て、住民接種を開始する。

#### (5) 医療

##### ① 県の対策への協力

県等からの要請に応じ、県が行う対策等に適宜協力する。

#### 「県が新たに行う対策等」

##### ○ 医療提供体制の確認

新型インフルエンザ等の県内発生に備えて、最新の利用可能病床数、各地区（医療圏）で構築する医療体制の確認を行う。

##### ○ 医療機関による電話診療の準備要請

医師会等を通じ、全医療機関に対して、「電話診療」の準備を要請するとともに、電話診療が利用できる患者への事前登録の周知に努める。

#### 国内において緊急事態宣言がされている場合の措置

##### ① 県の要請に基づく対応

以下の対応は、県の要請を受けた場合に実施する。

#### ア. 臨時の医療施設の設置準備への協力

県は、県内に緊急事態宣言がなされた場合を想定し、臨時医療施設の設置準備を検討する。  
なお、市は県等からの要請に応じて、その取組等に協力する。

## (6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

---

### ① 事業者への対応

市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染症対策を開始するよう要請する。

### ② 市民・事業者への呼びかけ

市民に対し、食料品、生活必需品等の購入にあたって、消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占めや売惜しみが生じないように要請する。

### ③ 遺体の火葬・安置

海外発生期の対応を継続する。

### ④ 要援護者への生活支援

海外発生期の対応を継続する。

### ⑤ ライフラインの維持（上下水道、し尿処理、ごみ処理等）

海外発生期の対応を継続する。

### ⑥ 県の要請に基づく対応

以下の対応は、県の要請を受けた場合に実施する。

#### ア. 緊急保育の実施に向けた準備

海外発生期と同様の対応を行う。

## 5 県内発生早期

<b>状態</b>
○県内（隣県含む）で新型インフルエンザ等が発生した状態
<b>目的</b>
○市内での感染拡大をできる限り抑える。 ○患者に適切な医療を提供する。 ○感染拡大に備えた体制の整備を行う。
<b>対策の考え方</b>
○流行のピークを遅らせるため、引き続き感染対策等を行う。発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が緊急事態宣言を行った場合には、積極的な感染対策等を行う。 ○県内（市内）感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び地域経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。 ○新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対策を行う。 ○住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

### （1）実施体制

#### ①基本的対処方針の変更

##### 【国による措置】

基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、その時点での基本的対処方針を変更し、国内感染期に入った旨及び国内感染期の対処方針を公示する。

#### ②市の実施体制

国内発生早期の対応を継続する。

#### 緊急事態宣言がされている場合の措置

##### ①市対策本部の設置

緊急事態宣言がなされた場合、市対策本部は特措法第34条に基づく対策本部として対応する。

## (2) 情報提供・共有

国内発生早期の対応を継続する。

## (3) 予防・まん延防止

### ①市内でのまん延防止対策

国内発生早期の対応を継続する。

### 「個人に対して新たに周知する情報」

○新型インフルエンザ等の県内発生についての正確な情報 など

### ②県の要請に基づく対応

以下の対応は、県の要請を受けた場合に実施する。

#### ア. 多数の者が利用する施設への情報提供

国内発生早期と同様の対応を行う。

#### イ. 学校等の臨時休業の指示・要請

国の基本的対処方針や専門家の意見等を踏まえ、市立学校等の臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を実施するとともに、学校等に通う患者は一定期間の自宅待機（出席停止）とする。

#### ウ. 臨時休業時の児童・生徒等の状況把握

市立学校等においてあらかじめ構築した児童・生徒等の家庭との連絡体制を活用し、臨時休業中の児童・生徒等の健康状態や家庭状況について把握し、県対策本部（文教対策部）へ情報を提供する。

#### エ. 地域保育計画に基づく対応

新型インフルエンザ等の発生から終息に至るまでの間、保育所の継続的な運営が確保されるよう、市内の保育所で相互補完するための地域保育計画に基づく対応を行う。

●保育士が確保できないなど、保育ができない状況になった時は保育所を休園とする。

●市施設等の地域資源を活用した一時預かりを実施する。

### オ. 学校、保育所、社会福祉施設等における集団感染発生時の対応

学校、保育所、社会福祉施設等の施設内で集団感染が発生した時は、速やかに県現地対策本部に報告を行う。

### カ. 施設の感染予防・まん延防止対策の実施

多数の人が利用する施設が、新型インフルエンザ等の流行中に事業活動を継続するあたり、国の基本的対処方針をもとに各施設において十分な感染予防・まん延予防等対策を行う。

### キ. 市施設の閉鎖や市主催イベントの中止検討

必要に応じて、市施設を閉鎖するとともに、市主催のイベント・集会を中止する。なお、施設を開設したり、イベント等を行う場合は、必要な感染予防・まん延予防対策を行う。

※オ、カについては、民間施設に対する要請を実施する。

## 緊急事態宣言がされている場合の措置

### ① 県の要請に基づく対応

以下の対応は、県の要請を受けた場合に実施する。

### ア. 市民への不急不要の外出自粛要請の周知

県が特措法第45条第1項に基づき、期間と区域を定めて、みだりに外出しないこと、その他の感染防止に必要な協力を要請した場合は、市民にその旨を周知する。

### イ. 市民への施設の使用制限要請・指示内容の周知

県が特措法第45条第2項の規定に基づき、施設の使用制限の要請・指示した場合は、市民にその旨を周知する。

### ウ. 市民への公共交通機関の不急不要の利用抑制要請

公共交通機関は、市民生活及び地域経済の安定の観点から使用制限の対象とはなっていないが、適切な運営を図る観点から、以下の呼びかけを行う。

- 新型インフルエンザ等の症状がある者が乗車しないこと
- 自転車・自家用車等を活用すること



### 工. 県による施設の使用制限要請・指示への対応

県が特措法第45条第1項に基づき、市民に、市内での不要不急の外出自粛を要請し、特措法第45条第2項に基づく、施設の使用制限要請・指示を行った場合は、市施設の使用を原則休止する。

### オ. 通所の施設における保護者等への協力要請

学校・保育所・社会福祉施設等において、一時的な休業の必要性等について、保護者・家族の理解を得るように努め、休業中は、できる限り家族や親族等による保育・介護を行うよう呼びかける。

### カ. 市施設の閉鎖及び市主催イベント等の原則中止

市施設は閉鎖するとともに市主催のイベント・集会等は原則中止する。

### キ. 学校行事の延期等

多数の人が集まる学校行事については、必要に応じて延期等を行い、実施する場合は必要な感染予防・拡大抑制策を講じる。

※オについては、民間施設に対する要請を実施する。

## (4) 予防接種

### ① 予防接種

国内発生早期の対応を継続する。

### 緊急事態宣言がされている場合の措置

#### ① 臨時の予防接種

市民に対する予防接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

## (5) 医療

### ① 県の対策への協力

県等からの要請に応じ、県が行う対策等に適宜協力する。

- 集団感染等により、第一種・第二種感染症指定医療機関での入院措置対応が困難になった場合は、県の要請に基づき、佐賀市立富士大和温泉病院等において入院措置を実施する。
- 集団感染等により、帰国者・接触者外来に受診する患者数が急激に増加し、対応が困難になった場合は、県の要請に基づき、佐賀市立富士大和温泉病院等に「新型インフルエンザ等専用外来」を設置し、診療体制を切り替える。

## **(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保**

---

### **①事業者への対応**

国内発生早期の対応を継続する。

### **②市民・事業者への呼びかけ**

国内発生早期の対応を継続する。

### **③要援護者への生活支援**

- 計画に基づき、要援護者対策を実施する。
- 食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、要援護者に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配付等を行う。
- 新型インフルエンザ等にり患し、在宅療養する要援護者について、患者や医療機関等から必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）の要請があった場合は、国及び県と連携し、必要な支援を行う。

### **④遺体の火葬・安置**

- 遺体の搬送作業及び火葬作業の従事者と連携し、円滑な火葬を努める。
- 火葬場の火葬能力に応じ、臨時遺体安置所での適切な遺体の保存を行う。
- 県と連携して、確保した手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の手に渡すよう調整する。

### **⑤ライフラインの維持（上下水道、し尿処理、ごみ処理等）**

- 上下水道、し尿処理、ごみ処理等の市民生活の維持に不可欠な機能が継続できるよう、事業継続計画に基づく対応を行う。

- 電気・ガス等のライフライン供給やし尿・ごみ処理機能の低下が予想される場合は、市民に対して関連事業者の運営状況等に関する情報を提供し、できるだけ機能低下が生じないように、積極的に使用や排出の削減を呼びかける。

## ⑥ 県の要請に基づく対応

以下の対応は、県の要請を受けた場合に実施する。

### ア. 緊急保育の実施に向けた準備

国内発生早期と同様の対応を行う。

#### 緊急事態宣言がされている場合の措置

##### ① 水の安定供給

佐賀市上下水道局は、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

##### ② 運送の確保

佐賀市交通局は、自らが定める業務計画により、体制の確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客を適切に運送するための必要な措置を講じる。

##### ③ 生活関連物資等の価格の安定等

市民生活及び地域経済の安定のためには、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要がある。

そのため、生活関連物資等の買占めや売惜しみが生じないように、県等と連携し、調査・監視を行う。

また、必要に応じ、事業者等に対しては生活関連物資等の供給確保や便乗値上げの防止等を要請するとともに、市民の相談窓口の充実を図る。

##### ④ 要援護者への生活支援

国からの要請を受け、引き続き在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送等）を行う。

##### ⑤ 県の要請に基づく対応

以下の対応は、県の要請を受けた場合に実施する。

**ア. 緊急保育の実施**

保育施設の使用制限に合わせて、保護者（関係事業者等において、新型インフルエンザ等対策に従事する者）が社会機能の維持のために自宅保育等ができない場合、その子どもに対する緊急保育を実施する。

## 6 県内感染期

<b>状態</b>
○県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）
<b>目的</b>
○医療体制を維持し、健康被害を最小限に抑える。 ○市民生活及び地域経済への影響を最小限に抑える。
<b>対策の考え方</b>
○対策の主眼を、まん延防止策から被害軽減に切り替える。 ○状況に応じた医療体制やまん延防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人がとるべき行動を分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 ○流行のピーク時の入院患者や重症者をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減し、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。 ○市民生活・地域経済の影響を最小限に抑えるため、必要なライフライン等の事業活動を継続する。 ○住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。 ○状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

### (1) 実施体制

#### ① 基本的対処方針の変更

##### 【国による措置】

基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、その時点での基本的対処方針を変更し、国内感染期に入った旨及び国内感染期の対処方針を公示する。

#### ② 市の実施体制

県内発生早期の対応を継続する。

#### 緊急事態宣言がされている場合の措置

##### ① 市対策本部の設置

緊急事態宣言がなされた場合、市対策本部は特措法第34条に基づく対策本部として対応する。

## ②県による代行の要請

新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合、特措法第38条の規定に基づき、県による代行を要請する。

## ③他の地方公共団体等に対する応援の要求

新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要がある場合、特措法第39条の規程に基づき、他の地方公共団体等による応援を求める。

## (2) 情報提供・共有

### ①情報提供

- 県内及び市内における新型インフルエンザ等の発生状況や対策の内容等について、できるだけ迅速に関係団体等の協力を得ながら情報提供を行う。
- 個人がとるべき行動を理解しやすいよう、流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策について、積極的に情報提供を行う。

### ②情報共有

新型インフルエンザ等の発生状況、ウイルス学的情報等の必要な情報について、県や関係機関との情報共有を図る。

### ③コールセンター（相談窓口）等の継続

国内発生早期の対応を継続する。

## (3) 予防・まん延防止

### ①市内でのまん延防止対策

- 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染症対策等を強く勧奨する。
- 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められる従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
- 市立学校・保育施設等は、必要に応じて臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行う。
- 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を

講じるよう要請する。

- 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等に対し、感染対策を強化するよう引き続き要請する。

### 「個人に対して新たに周知する情報」

- 新型インフルエンザ等の県内発生についての正確な情報 など

### ②県の要請に基づく対応

以下の対応は、県の要請を受けた場合に実施する。

#### **ア. 多数の者が利用する施設への情報提供**

県内発生早期と同様の対応を行う。

#### **イ. 学校等の臨時休業の指示・要請**

県内発生早期と同様の対応を行う。

#### **ウ. 臨時休業時の児童・生徒等の状況把握**

県内発生早期と同様の対応を行う。

#### **エ. 地域保育計画に基づく対応**

県内発生早期と同様の対応を行う。

#### **オ. 学校、保育所、社会福祉施設等における集団感染発生時の対応**

県内発生早期と同様の対応を行う。

#### **カ. 施設の感染予防・まん延防止対策の実施**

県内発生早期と同様の対応を行う。

#### **キ. 市施設の閉鎖や市主催イベントの中止検討**

県内発生早期と同様の対応を行う。

※オ、カについては、民間施設に対する要請を実施する。

**緊急事態宣言がされている場合の措置**

**① 県の要請に基づく対応**

以下の対応は、県の要請を受けた場合に実施する。

**ア. 市民への不要不急の外出自粛要請の周知**

県内発生早期と同様の対応を行う。

**イ. 市民への施設の使用制限要請・指示内容の周知**

県内発生早期と同様の対応を行う。

**ウ. 市民への公共交通機関の不要不急の利用抑制要請**

県内発生早期と同様の対応を行う。

**エ. 県による施設の使用制限・指示への対応**

県内発生早期と同様の対応を行う。

**オ. 通所の施設における保護者等への協力要請**

県内発生早期と同様の対応を行う。

**カ. 市施設の閉鎖及び市主催イベント等の原則中止**

県内発生早期と同様の対応を行う。

**キ. 学校行事の延期等**

県内発生早期と同様の対応を行う。

**※オについては、民間施設に対する要請を実施する。**

**(4) 予防接種**

- 予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。
- 国等からワクチンの有効性や副反応等に関する新たな情報が提供された場合は、市民や関係機関等に速やかに情報提供を行う。



**緊急事態宣言がされている場合の措置**

**①臨時の予防接種の実施**

県内発生早期の対応を継続する。

**(5) 医療**

**①在宅で療養する患者への支援**

患者や医療機関等から要請があった場合は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

**②県の対策への協力**

県等からの要請に応じ、県が行う対策等に適宜協力する。

**「県が新たに行う対策等」**

**○第一種・第二種感染症指定医療機関及び入院協力医療機関への要請**

新型インフルエンザ等専用外来の設置及び入院医療を要請する。

なお、入院治療は重症患者のみ対応し、外来や入院する医療機関を診療科別及び重症度別に定めた「診療科別重症度別医療体制」での対応を要請する。この際には、新型インフルエンザ等の重症患者の入院が優先的に行われるよう、医療機関の空床把握や情報提供に努める。

**○医療従事者の休養等**

医療従事者等の肉体的及び精神的状況に配慮し、必要と認める者には休暇を与えるよう要請する。看取りや遺体安置にかかわる医療従事者等については、特に循環配置を行うよう要請する。

**○医療機関による電話診療の要請**

医師会等を通じ、全医療機関に対して、新型インフルエンザ等の軽症患者に対する「電話診療」への対応を要請する。

**○病原体の感染力や病原性の程度に応じた対策**

### **病原体の感染力が強く、病原性が低い場合**

#### **ア. 時間外診療の拡充**

外来を受診する患者の数が多く、通常の時間帯のみでの外来対応が困難であると認められる場合は、医師会を通じ、市立の医療機関での平日の診療時間の延長（夜間・休日診療）を要請する。

#### **イ. 入院医療体制の縮小**

重症患者の数が少ないと認められる場合は、医師会を通じ、佐賀市立富士大和温泉病院の現行の入院医療体制を縮小し、医療資源を外来対応等その他の医療に振り分けるよう要請する。

### **病原体の感染力が強く、病原性が高い場合**

#### **ア. 時間外診療の拡充**

「病原体の感染力が強く、病原性が低い場合」と同じ対策をとる。

#### **イ. 軽症者の自宅療養**

増加する重症患者が適切な入院治療を受けることができるよう、入院医療体制の維持を目的に、医師会を通じ、佐賀市立富士大和温泉病院で、軽症と判断した患者については、原則自宅療養とすることを要請する。

#### **ウ. 待機可能な手術及び入院の自粛**

新型インフルエンザ等による一時的な入院患者の増加に対して医療資源を振り分けることができるよう、医師会を通じ、佐賀市立富士大和温泉病院で新型インフルエンザ等の流行ピーク時の待機可能な手術の実施及び入院患者の受入について、できる限り避けるよう要請する。

#### **エ. 入院協力医療機関における定員超過入院**

「時間外診療の拡充」、「軽傷者の自宅療養」、「待機可能な手術及び入院の自粛」を実施しても、入院患者の増加に体制が追いつかない又はその恐れがあると県が認めた場合は、医師会を通じ、佐賀市立富士大和温泉病院には、医療法施行規則第 10 条ただし書きに基づく定員超過入院や病床転院体制について検討を要請する。

**病原体の感染力が弱く、病原性が高い場合**

**ア. 集中型医療体制の継続**

患者数は比較的少ないが、その患者数に対し入院患者数が多いと県が認めた場合、病原体の封じ込めを図るため、県内発生早期からの集中型医療体制での新型インフルエンザ等専門外来及び入院医療体制の継続を要請する。

**イ. 待機可能な手術及び入院の自粛**

「病原体の感染力が強く、病原性が高い場合」と同じ対策をとる。

**ウ. 入院協力医療機関における定員超過入院**

「病原体の感染力が強く、病原性が高い場合」と同じ対策をとる。

**緊急事態宣言がされている場合の措置**

**① 臨時の医療施設の開設・運営への協力**

全医療機関における診療対応や定員超過入院、重症患者以外の自宅療養など、最大限の対策を講じても、患者数が増加し医療提供が困難となった場合、臨時の医療施設を開設し、患者への医療を提供する。

その際には、県等からの要請に応じ、適宜協力する。

**(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保**

**① 事業者の対応**

県内発生早期の対応を継続する。

**② 市民・事業者への呼びかけ**

県内発生早期の対応を継続する。

**③ 要援護者への生活支援**

県内発生早期の対応を継続する。

**④ 遺体の火葬・安置**

県内発生早期の対応を継続する。

**⑤ ライフラインの維持（上下水道、し尿処理、ごみ処理等）**

県内発生早期の対応を継続する。

**⑥ 県の要請に基づく対応**

以下の対応は、県の要請を受けた場合に実施する。

**ア. 緊急保育の実施に向けた準備**

県内発生早期と同様の対応を行う。

**緊急事態宣言がされている場合の措置**

**① 水の安定的な供給**

県内発生早期の対応を継続する。

**② 運送の確保**

県内発生早期の対応を継続する。

**③ 生活関連物資等の価格の安定等**

県内発生早期の対応を継続する。

**④ 埋葬・火葬の特例等**

火葬場の火葬炉を可能な限り稼働する。

なお、国からの要請を受け、引き続き臨時遺体安置所等を確保する。

また、埋葬又は火葬の円滑な実施が困難になり、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、本市長以外の市町村長が埋火葬の許可等の手続きを行うことが特例として定められているため、当該特例に基づく手続きを行う。

**⑤ 要援護者への生活支援**

県内発生早期の対応を継続する。

## ⑥ 県の要請に基づく対応

以下の対応は、県の要請を受けた場合に実施する。

### ア. 緊急保育の実施

県内発生早期と同様の対応を行う。

### イ. 埋葬・火葬事務の代行

県が、埋葬又は火葬を迅速に行うため必要があると認めるときは、県の事務の一部を代行する。

- 新型インフルエンザ等に感染して死亡し、遺族の意思確認ができた場合は、遺体に十分な消毒等を行った上で、墓地に一時的に埋葬することを検討する。
- 公共用地等の臨時公営墓地への転用と当該墓地への一時的な埋葬を検討する。

## 7 小康期

<b>状態</b>
○新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 ○大流行は一旦終息している状況
<b>目的</b>
○市民生活及び地域経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
<b>対策の考え方</b>
○第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等を進める。 ○第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報を提供する。 ○情報収集の継続により、第二波発生の早期探知に努める。 ○第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

### (1) 実施体制

#### ① 基本的対処方針の変更

##### 【国による措置】

基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、その時点での基本的対処方針を変更し、小康期に入った旨及び縮小・中止する措置などに係る小康期の対処方針を公示する。

#### ② 緊急事態解除宣言

##### 【国による措置】

緊急事態措置の必要がなくなった場合は、解除宣言を行い、国会に報告する。

#### ③ 対策の評価・見直し

これまでの各段階における対策の評価を行い、必要に応じて市行動計画等の必要な見直しを行う。

#### ④ 市対策本部の廃止

緊急事態解除宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を廃止する。

## (2) 情報提供・共有

### ① 情報提供

市民に対して、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性、その他の情報を引き続き提供する。

### ② 情報共有

第二波の発生に備え、国、県及び関係機関等との情報共有を維持する。

### ③ コールセンター（相談窓口）等の体制の縮小

国、県からの要請や状況を踏まえ、コールセンター（相談窓口）等の体制を縮小する。

## (3) 予防・まん延防止

### ① 市内でのまん延防止対策

市民・事業者等に対して、新型インフルエンザ等の感染が再燃した場合に国・県・市が実施する対策等の情報を積極的に発信し、対策への協力を呼びかける。

#### 「個人に対して新たに周知する情報」

- 新型インフルエンザ等についての正確な情報
- 第二波に備え、食料・生活必需品の備蓄に関する勧奨 など

## (4) 予防接種

### ① 新臨時予防接種の実施

第二波の流行に備え、予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時予防接種を進める。

#### 緊急事態宣言がされている場合の措置

### ① 臨時の予防接種の実施

第二波の流行に備え、国及び県と連携し、市民に対して、特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を進める。

## (5) 医療

### ① 県の対策への協力

県等からの要請に応じ、県が行う対策等に適宜協力する。

#### 「県が新たに行う対策等」

##### ○ 医療従事者の休養等

医療従事者等の肉体的・精神的状況について配慮し、必要と認める者には休暇を与えるよう要請する。

##### ○ 臨時の医療施設の閉鎖

緊急事態解除宣言がなされた場合、又は、当面患者数が地域における医療体制に収まると認められる場合は、臨時の医療施設を順次閉鎖する。

### ② 対策の評価及び第二波に対する対策

佐賀市立富士大和温泉病院では、これまでに実施した対策を総括し、実情に応じた対策の見直しを進めるとともに、再燃期の到来に備える。

### ③ 医療機関における体制の再整備

佐賀市立富士大和温泉病院では、抗インフルエンザウイルス薬、感染防止対策資器材等の在庫状況を確認し、今後の患者数の予測を踏まえて適切な医療資源の配置を検討する。

## (6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

### ① 市民・事業者への呼びかけ

市民に対し、食料品、生活必需品等の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占めや売惜しみが生じないよう呼びかける。

### ② 要援護者への生活支援

新型インフルエンザ等により患し、在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携して必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。



**緊急事態宣言がされている場合の措置**

**① 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等**

国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合は、国、県、指定（地方）公共機関等と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

【参考】各段階における主な対策一覧

【参考】各段階における主な対策一覧

対 策 \ 段 階	未発生期	発生疑い期	海外発生期	国内発生早期	県内発生早期	県内感染期	小康期
<b>1 実施体制</b>							
市行動計画の策定	○						
情報連絡室の設置		○					
市新型インフルエンザ等対策本部の設置★			○	*○	*○	*○	
市新型インフルエンザ等対策本部の廃止							○
対策の評価・見直し							○
<b>2 情報提供・共有</b>							
情報提供体制の整備	○	○					
市民への情報提供	○	○	○	○	○	○	○
市相談窓口(コールセンター)設置準備	○	○					
市相談窓口(コールセンター)設置			○	○	○	○	
市相談窓口(コールセンター)の体制縮小							○
<b>3 予防・まん延防止</b>							
感染防止対策の普及	○	○	○	○	○	○	○
渡航者等への対策			○				
県の要請に基づく対応★ (外出自粛要請・施設の使用制限・学校や保育所、各施設への対策の周知など)	○		○	○	*○	*○	
<b>4 予防接種</b>							
予防接種(特定接種、住民接種)体制の構築	○	○					
特定接種の実施			○	○	○	○	
住民接種の準備			○				
住民接種の実施				○	○	○	○
住民接種の情報提供・相談	○	○	○	○	○	○	○
<b>5 医療</b>							
県の医療対策への協力	○	○	○	○	○	○	○
臨時医療施設の開設・運営への協力★						*○	
<b>6 市民生活及び地域経済の安定の確保</b>							
要援護者の把握	○						
要援護者支援対策の準備			○	○			
要援護者支援対策の実施★					*○	*○	○
事業者の対応(感染対策の準備要請)			○				
事業者の対応(感染対策の開始要請)				○	○	○	
火葬能力の把握	○						
遺体の火葬・安置に係る準備			○	○			
遺体の火葬・安置					○	○	
遺体の埋葬・火葬の特例等★						*○	
物資及び資材の備蓄等	○						
ライフラインの維持(事業継続計画策定)	○						
ライフラインの維持(対応の準備)			○	○			
ライフラインの維持(対応)★					*○	*○	
緊急保育計画の策定	○						
緊急保育の実施に向けた準備			○	○	○	○	
緊急保育の実施					*○	*○	

※ ★印は、緊急事態宣言に伴い実施する措置

※ 個々の対策の具体的な実施時期と発生段階の移行時期については、ウイルスの病原性・感染力等により市行動計画の想定とは一致しない可能性があるため、段階はあくまで目安として、必要な対策を柔軟に実施する。

## 用語解説

### アジアインフルエンザ

1957年に中国で流行が始まり世界中に感染が広がった、A/H2N2亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザ。スペインインフルエンザよりも低い致死率だったが、世界で200万人以上の死者が出たと推定されている。

### 医療関係者

患者等に対する医療の提供を行うために必要があると認めるときに医療の提供を要請できる対象を指す。

1. 医師 2. 歯科医師 3. 薬剤師 4. 保健師 5. 助産師 6. 看護師 7. 准看護師 8. 診療放射線技師 9. 臨床検査技師 10. 臨床工学技士 11. 救急救命士 12. 歯科衛生士

### インフルエンザ

インフルエンザはインフルエンザウイルスによる感染症で、原因となっているウイルスの抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される（いわゆるA/ソ連型、A/香港型というのは、この亜型のことをいう。）。

### 疫学調査

感染症の原因究明と流行状況の把握のため行う、患者や関係者などからの情報収集を含む一連の調査

### 感染症指定医療機関

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関および第二種感染症指定医療機関のことであり、新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当する。

佐賀県には第一種感染症指定医療機関（一類感染症の患者の入院を担当させる医療機関）（1病院）及び第二種感染症指定医療機関（二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関）（4病院）として知事が指定した病院がある。

### 感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、「感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症および新型インフルエンザ等感染症の患者を入院させるための病床である。

### 感染率

ある集団の一定期間内における新（規）患者発生数／その期間における平均人口

### **帰国者・接触者外来**

発生国からの帰国者や国内患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有するものを対象とした外来

### **帰国者・接触者相談センター**

発生国から帰国したもの又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に照会するための相談センター

佐賀県においては、「佐賀県新型インフルエンザ等相談コールセンター」において、帰国者・接触者からの相談と、一般の問い合わせを一元的に対応することとしている。

### **空気感染（飛沫核感染）**

患者の咳やくしゃみなどによって空気中にでた飛沫の水分が蒸発した飛沫（エアロゾル）が、飛沫核（直径約5μm以下）となって長期間空気中に浮遊し、それを吸い込むことで感染すること。

代表的なものには結核、麻疹、水痘などがある。

### **経口感染**

病原微生物によって汚染された水や食品を介して感染をしたり、患者の排便処理の後の手洗いの不備などで、食品が汚染されたり、物が汚染されたりして、その食品や物から感染をすること。代表的なものには、腸管出血性大腸菌、赤痢菌、サルモネラ属菌などがある。

### **健康監視**

国内における発症者の早期発見を目的として、検疫所から都道府県知事に依頼される、発生国またはその一部地域からの入国者であって、停留をしないものに対する健康監視の措置。原則、患者と同一旅程の同行者とするが病原体の病原性感染性等を考慮し、対象者が選定される。

### **健康観察**

患者の早期発見、まん延の防止を目的として、国内で発生した患者に接触し感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し、感染症の潜伏期間を考慮して定めた期間内に体温その他の健康状態の報告を求めることをいう。

### **抗インフルエンザウイルス薬（抗ウイルス薬）**

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤である。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。ノイラミニダーゼ阻害剤の抗インフルエンザウイルス薬としては、オセルタミビルリン酸塩（商品名：タミフル）の他、ザナミビル水和物（商品名：リレンザ）、ラニナミビルオクタン酸エステル水和物（商品名：イナビル）、ペラミビル水和物（商品名：ラビアクタ）といった薬がある。

## 高病原性鳥インフルエンザ

鳥類のインフルエンザは「鳥インフルエンザ」と呼ばれる、ヒトのインフルエンザとは別のA型インフルエンザの感染症のこと

鳥インフルエンザの中には高病原性鳥インフルエンザウイルスがあり、家きんに対する病原性の強さによって、強毒タイプと弱毒タイプに分類されている。ニワトリが強毒タイプのウイルスに感染すると、その多くが死亡する。一方、ニワトリが弱毒タイプのウイルスに感染すると、症状が出ない場合もあれば、咳や粗い呼吸などの軽い呼吸器症状が出たり産卵率が下がったりする場合もある。

近年、鳥から人への偶発的な感染事例が認められており、その感染は、鳥インフルエンザにかかった鳥の羽や粉末状になったフンを吸い込んだり、その鳥のフンや内臓に触れてウイルスに汚染された手から鼻へウイルスが入るなど、ヒトの体内に大量のウイルスが入ってしまった場合に、ごくまれに感染することが報告されている。

なお、十分に加熱調理された鶏肉や鶏卵からの感染の報告はない。

## SARS（重症急性呼吸器症候群）

2002年11月～2003年8月7日までに世界中で8,422人の患者と916人の死亡者が確認されたSARSコロナウイルスによる感染症

当初は感染症法上の新感染症として位置付けられ、世界的な研究が進んだことにより、病原体や感染経路、必要となる措置が特定されてきたため、指定感染症として位置付け。その後、感染力、り患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が極めて高いなどの理由から、一類感染症として位置付けられた。なお、現在は二類感染症として位置付けられている。

## サーベイランス

見張り、監視制度という意味

特に感染症に関しては、「感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、定時的な感染症の発生状況（患者および病原体）やその状況からの動向予測（感染症サーベイランス）が行われている。

## 指定（地方）公共機関

特措法第3条第5項の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する公益的事業を営む法人で、国又は都道府県知事が指定するもの

医薬品又は医療機器の製造又は販売や、電気、ガス、運輸、通信などの公益的事業を営む法人は、その社会的責務を有しており、他の事業者とは異なり、危機時においてその本来的業務を通じて特別の社会的責務を果たすことが期待される。

## 集中型医療

県内の感染拡大の抑制を目的に、県内の感染症指定医療機関（5病院）を中心に、帰国者・接触者外来及

## 用語解説

び感染症病床等で新型インフルエンザが疑われる患者への診療・入院治療を実施する体制。患者数の規模や必要に応じて入院協力医療機関で対応を行うことも想定

### **新型インフルエンザ (A/H1N1) / インフルエンザ (H1N1) 2009**

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ (A/H1N1)」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ (H1N1) 2009」とされている。

### **新型インフルエンザ等対応薬局**

発熱患者専用窓口や発熱患者専用室等を整備したまん延拡大防止策を講じた薬局のこと、主に次の2つの機能をもつ。①県内感染期までの間、初期対応医療機関の外来患者を特定の薬局に誘導し、新型インフルエンザ等のまん延をできる限り防止する。②県内感染期以降、地域の拠点薬局として投薬体制を維持する。

### **新感染症**

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

### **診療科別重症度別診療体制**

新型インフルエンザ患者の重症度に応じて、小児科、産科、腎透析診療、循環器・呼吸器疾患の診療科別に「外来診療施設」、「中等症例入院施設」、「重症例入院施設」に分けて対応・協力する診療医療体制

### **新臨時接種**

予防接種法第6条第3項に基づく臨時予防接種

インフルエンザ (H1N1) 2009のような、臨時の予防接種が実施されえうる状況ではあるが、疾病に罹患した場合の病状の程度が重篤でないと認められる場合に、公権力による勧奨は行わないもの、対象者に接種の努力義務をかけずに予防接種を行う仕組み

### **スペインインフルエンザ**

1918年から1919年にかけて流行したA/H1N1亜型のウイルスを病原体とする新型インフルエンザ。

全世界で人口の25～30%が発症し、4,000万人が死亡したと推計されている。

スペインインフルエンザでは、3回の流行の波があり、今後、発生が予想される新型インフルエンザも同様に流行の波があると考えられている。

## 咳エチケット

感染症を他人にうつさないように心がける次のようなマナーのこと

新型インフルエンザ対策では、個人予防と共に、感染拡大の阻止のために重要である。

- ・ 咳・くしゃみの際はティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけ1m以上離れる。
- ・ 呼吸器系分泌物（鼻汁・痰など）を含んだティッシュをすぐに蓋付きの廃棄物箱に捨てられる環境を整える。
- ・ 咳をしている人はマスクをする、またはマスクの着用を促す。

マスクはより透過性の低いもの、例えば、医療現場にて使用される「サージカルマスク」が望ましいが、通常の市販マスクでも咳をしている人のウイルスの拡散をある程度は防ぐ効果があると考えられている。

（一方、健常人がマスクを着用しているからといって、ウイルスの吸入を完全に予防できるわけではないことに注意が必要）

- ・ マスクの装着は説明書をよく読んで、なるべく顔に密着するように正しく着用する。

## 接触感染

感染源に直接接触した手や体によって引き起こす直接接触感染と汚染された媒介無生物（汚染機具、汚染リネンなど）を介して起こる感染接触感染とがある。

## WHO

世界保健機関。World Health Organization の略で、健康を基本的人権の一つと捉え、その達成を目的とされた国際連合（国連）の専門機関。1948年に設立され、本部はジュネーブにある。

## 特定接種

特措法第28条の規定に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員や、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対して行う予防接種

備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば備蓄ワクチンを用いるが、発生した新型インフルエンザ等がH5N1以外の感染症であった場合や亜型がH5N1の新型インフルエンザであっても備蓄しているワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いる。また、病原性が低く、特定接種を緊急に行う必要がないと認められる場合においても、医療関係者に先行的に接種を行う。

## 特定物資

特措法第55条の規定に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するために必要があると認めるときに売り渡しを要請する、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの

※特定物資（特措法施行令第14条関係）

- イ 医薬品（抗インフルエンザ薬を除く）
- ロ 食品
- ハ 医療機器その他衛生用品
- ニ 燃料

## 用語解説

ホ イからニに掲げるもののほか、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資として内閣総理大臣が定めて公示するもの

### トリアージ

災害発生時などに、多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること

### 入院勧告

都道府県知事は、感染症法第19条に基づき一類感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の患者に対し特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関に入院し、又はその保護者に対し当該患者を入院させるべきことを勧告することができる。新型インフルエンザ等感染症は、法第26条で特定、一類及び二類感染症指定医療機関に勧告することができる。入院期間については、「感染症の診査に関する協議会」で審査を行い、72時間を期限とした応急入院のあと、10日以内の期限を定めて入院させることができる（再延長も10日以内）。

### 入院勧告解除

新型インフルエンザ等感染症では、都道府県等は、疫学調査により患者の感染経路が追跡できなくなり、入院勧告による感染拡大防止及び抑制する効果が得られなくなった場合、又は感染症指定医療機関等が満床となった場合、新型インフルエンザに使用可能な病床を勘案しながら、国と協議した上で感染症法第19条に基づく新型インフルエンザ患者の入院勧告を中止する。

### 入院協力医療機関

新型インフルエンザ等専用外来の設置及び重症の入院患者を受け入れることに同意のあった、公的医療機関等を中心にした次の医療機関。感染症指定医療機関で病床数等が不足する場合は、県内発生早期から医療体制の整備を行う医療機関。

- ① 医療法に定める公的医療機関（自治体病院、日赤、済生会病院等）
- ② （独）国立病院機構、（独）国立大学法人、（独）労働者健康福祉機構における医療機関
- ③ その他の医療機関

### 入院サーベイランス

インフルエンザと診断された重症及び死亡患者の数及び臨床情報を捕捉することにより、インフルエンザによる重症者の発生動向や病原性の変化を把握するためのシステム

入院医療機関において、医師がインフルエンザ患者の急性脳症、人工呼吸器装着、集中治療室入室、死亡を確認した場合に連絡を行い、連絡を受けた保健所が毎週火曜日（休日の場合はその翌開庁日）までに暫



定感染症サーベイランスシステム（iNESID）に入力し、週単位の集計結果を情報提供する。

### **濃厚接触者**

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

### **パンデミック**

感染症の世界的大流行。

ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

### **パンデミックワクチン**

パンデミックが実際に発生した際に、ヒト-ヒト感染を生じたウイルスまたはこれと同じ抗原性を持つウイルスを基に製造されるワクチン

### **飛沫感染**

患者が咳やくしゃみをした時のしぶきに含まれる病原微生物を、周囲の人が吸い込み感染すること。この場合、空気感染と異なり、しぶきの届く範囲に限られ、病原微生物が長時間空気中に漂うことはない。代表的なものにはインフルエンザ、SARSなどの呼吸器感染症がある。

### **プレパンデミックワクチン**

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

### **ワクチン**

疾病の原因となるウイルスや細菌そのもの、もしくはその構成成分や産生する毒素を、弱毒化又は無毒化した製剤のこと。体に接種することで起こる、生体防御反応（免疫応答）を利用し、感染症を予防するために用いる。

～参考図書～

新型インフルエンザ等対策政府行動計画 平成25年6月7日用語集

佐賀県新型インフルエンザ等対策行動計画 平成26年1月31日用語解説